

蔵書閣所蔵の李王家関連資料に見る李王職家務の性格

姜兌嬪(韓国学中央研究院)

1. 序論

本稿は、韓国学中央研究院の蔵書閣に所蔵されている李王家に関する資料についての提言と、李王職の職務である李王家の家務についての考察を目的としている。当該研究は、「李王家の資料」についての区分が現在に至るまで整理されていないこと、また李王職の職務についてその目的に関連づけて理解する試みが多少疎かにされてきた現実から、その必要性が認められる。

1910年8月29日、帝国日本が大韓帝国に朝鮮総督を置いたことにより、植民地朝鮮が始まった。韓国の皇室は日本の天皇家に編入された。これにより日本には1910年から1947年まで「皇族、王族、公族、華族、一般臣民」という身分が存在するようになり¹、朝鮮王公族は準皇族としての礼遇を約束された²。李王家の家務を司る機関である李王職は、大韓帝国時代の宮内府の業務を引き継いだ。ただ、「天皇家の籍に入った李王家」という前提は、李王職を日本宮内省に所属させた一方で、実質的には彼らの内務と職員の監督等の権限は朝鮮総督が持っていた。

李王家は、従来の朝鮮王室の宗統とその礼式を守ってきたという先行研究を通じて、その主体的な性格が強調された³。これについて実際にそうだったのかという疑問の解決と、それを補完するための実証的ツールとして注目すべきは李王家の資料であると考えられる。李王家の補佐を専任で行う李王職が管理した資料でありながら、李王家及び李王職の設置目的と組織の意義を把握するための基本的な資料であるからだ。ただし、それらの資料は韓国国内では韓国学中央研究院の蔵書閣、国立古宮博物館、ソウル大学の奎章閣、国家記録院、国立中央博物館等に所蔵されているが、片鱗と言えほどの分量であるため当時の全般的な状況を把握するには不足しているのが実情だ⁴。

まず近くに位置する蔵書閣に所蔵されている李王家の資料は、収蔵の背景が非常に複雑であり多種多様の資料が存在するという理由で、整理の必要性が保留となった。この問題については「2. 蔵書閣所蔵の李王家資料の性格」の章で論じたい。ただし、蔵書閣所蔵の資料の中でも李王職編成以降に作られ収集された「李王家の資料」に絞って考察する。「3. 李王職の李王家家務の範囲と分掌の考察」では、2章で論ずる李王家の資料を活用し李王職の性格を再考したい。李王家と李王職はその始終を共にした。李王職は李王家に仕える組織だが、宮内省所属の職員として選抜され総督府の指揮の元で働くという、一種の委託の性質を持っていた。それな

¹ 新城道彦(2011)『天皇の韓国併合』法政大学出版局、参照

² 純宗は昌徳宮李王、高宗は徳寿宮李太王に封ぜられ、李垺と李熹は昌徳宮李王の親族であるため公に任命する等、組織する中で既存の大韓帝国皇室直系の構成員は「王族」に、傍系にあたる場合は「公族」として編入された。(李旺茂(2016)「大韓帝国皇室の分解と王公族の誕生」『韓国史学報』64, pp. 7-31; 尹大遠(2017)「日帝の韓国併合と『韓国皇室処分』の政略的含意」『奎章閣』50, 奎章閣韓国学研究院, pp. 303-330)

³ 実務を担当したのは李王職で、宗廟・陵園墓の祭祀をとり行い、京城に駐在していた外国使節の謁見、行幸、宗廟の祭祀等の儀礼的行事は大韓帝国当時と同様に行った。(李旺茂(2014)「1910年代純宗の昌徳宮生活と行幸研究」『朝鮮時代史学報』69, pp. 295-324; 李旺茂(2014)「1917年純宗の日本東上に現れた行幸儀礼研究」『韓国史学報』第57号, 高麗史学会, pp. 289-323.)

⁴ 国外での状況としては、日本の宮内庁書陵部公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所、国家公文書館等に李王家の資料が多く保管されていることが知られている。

らば、彼らの家務という業務の領域には別の目的があったのではないか、という仮定を置きたい。その目的が、李王家の資料の性格を究明する機能的要素として作用するだろう。

2. 蔵書閣所蔵の李王家資料の性格

蔵書閣は李王家の図書室から始まり、この図書室は奎章閣の奉謨堂⁵をその前身としている。図書室を担当したのは概して李王職の庶務課であり、宮内各所に散在して保管されていた典籍を一箇所に集め、伝来された朝鮮王室の書籍を保管する場所でもあった。李王家の図書室は収蔵と保管を目的とした蔵書施設でありながら、学問研究を目的として少数の李王職職員たちに対し借覧が許された。これを鑑みると、李王家の図書室をその名称に基づいて一般市民対象の「Library」として見ることは難しい。

李王家の図書室は李王家に関する典籍を中心として多種多様な絵画、地図、拓本等を守り保管することが目的の機関であったといえる。収蔵された資料はその成り立ちによって三つに分けられる。一つ目は「李王家の形成以前、朝鮮王室から伝来された典籍」、二つ目は「李王職の存続期間に作られた文書群」、三つ目は「李王職解体後に流入され所蔵された典籍」である。李王家の資料は朝鮮の一般的対象を中心としたものではなく、当時の大方の社会像を把握することのできる資料ではない。蔵書閣に所蔵された李王家の資料は、「赤裳山史庫本実録」、「各宮所蔵の謄録儀軌」、「軍宮燈録」、「宗廟資料」、「宮殿建築図面」、「璿源譜牒類」等と共に購入・寄贈された資料が収蔵され形成された⁶。つまり、『朝鮮王朝実録』、『王公族実録』、王公族の日記資料、譜牒類、璿源系譜、朝鮮王室とその礼式に関する資料等に集中していると言える。

李王家の資料の本質を現すのが、李王家と李王職が存続していた時期に作られた資料だ。これらの資料は天皇家に所属した家として備えるべき要素を満たすために作られたからだ。『国朝宝鑑編纂関係書類』は、1936年から1938年の間に李王職の主殿課で『高宗・純宗国朝宝鑑』を編纂する過程で関連書類を集めた資料だ。蔵書閣に唯一保管されているもので、歴代の国王の善行と治績を中心として編纂した朝鮮の国朝宝鑑の体制を受け継ぎ、実録の制作と共にその必要性が提起されたものとみられる⁷。実録の作成については宮内省からその必要性が言及された事例があるが、日本の実録制作の方式⁸に着眼した。もう一つの事例として『王公族譜』がある。英親王と李方子の婚姻により本格化し、『皇室典範』の修正と『王公家軌範』の作成は王公族の地位を究明した。皇族と王族の区分が明確となったことで、天皇家の王家と公家に格下げされた李王家は天皇家編入の証拠として『王公族譜』の作成が必要になったという経緯がある。当時旧皇室の家系図を改作する事業の中心には、旧皇室を現李王家の立場に合わせて修正し『璿源系譜紀略』と『列聖皇后王妃世譜』に李方子を収録しようという目的があった。一方李王職は、祭祀に関する記録を多数制作した。『宗廟日記』には継続して管理された宗廟に関

⁵ 朝鮮の正祖は、王立図書館として奎章閣を設立した。（『正祖実録』1巻、即位年9月25日）

⁶ 『古図書目録』李王家 蔵書閣，鮮光印刷株式会社。

⁷ 申明鎬（2000）「日帝下の高宗純宗実録・高宗純宗国朝宝鑑の編纂と蔵書閣の資料：実録編纂参考書日録と国朝宝鑑編纂関連書類を就寝に」『精神文化研究』79号，pp.147-167

⁸ 永島広記（2015）「日本の実録 実録編纂と朝鮮王公族」『近現代 旧皇室関連資料調査修正研究発表集』韓国学中央研究院蔵書閣研究室，pp.1-14；鄭旭宰（2016）「日本宮内省所蔵『公族実録』の編纂と特徴」『韓国史学報』64，高麗史学会，pp.33-50

する諸般の状況が記録され、『宗廟永寧殿大祭及親祭陳設図』のように朝鮮から伝わる祭器や祭祀料理を漢文と日本語で新たにまとめた事例も存在する。

上記のような資料が存在するという点から、蔵書閣が作られ運営されたのは単純に保管と書籍の縦覧のためだけに活用するためではなかったと思われる。蔵書閣は、李王家の図書室で運営された一種の資料館[archive]であった。そして蔵書閣の李王家関連資料は李王家の地位を規定するための試みによるものという性格が強かった。

3. 李王職の李王家家務の範囲と分掌の考察

1910年12月30日に施行された「李王職管制（明治43年12月皇室令第34号）」の第1条において李王職は「宮内大臣ノ管理ニ属シ王族及公族ノ家務ヲ掌ル」部署と明記されている。その事務は既存の大韓帝国宮内府から引き継がれた。李王職の具体的な業務分掌は、〈事務分掌規定〉₂を通して確認できる。李王職の組織体制は、存続期間中改変が繰り返された。

李王職発足当時、1911年2月1日には5つの係として「庶務係、会計係、掌侍係、掌祀係、掌苑係」⁹が存在した。1911年2月1日の発足当時は「5係13室1館2園」¹⁰であった李王職は、1913年7月24日、李王職発第185号11〈李王職事務分掌規定〉の改訂により掌祀係がなくなり、「4係11室1館2園」の体制に変わった。1915年3月24日には李王職の職員事務分掌規定が改訂され、既存の「係」体制が「課」体制に変貌し、「掌侍司、庶務課、会計課、主殿課、祭祀課、農事課、庭苑課」の「1司6課体制」となった。また1916年6月10日、「儀式課」が新設され「1司7課体制」へと再整備された。1918年6月15日には〈李王職事務分掌規定〉の4回目の改訂により、主殿課が宮繕課に改称され、農事課が廃止された。そして1920年10月30日の改訂において李王職は、「掌侍司、庶務課、会計課、礼式課」の「1司3課体制」となった。李王職が1920年に1司3課体制になって以降も、職員削減のための体制改編は続いたと言える¹¹。

李王職の組織が変化する中でも基本的に存在していた部署は、「純宗の近侍部署」、「王族部と公族部」、「行政担当の庶務課と会計部署」、「祭祀担当部署」、程度にまとめられるだろう。ここから李王職の家務について次のように再考することができる。李王職の部署変更は職員削減という表面的な理由以外に、李王家の構成員の変動に応じた試みであった。構成員が死亡するたび該当する部署は廃止され、同時に部署の改変が繰り返された。

⁹ 「庶務系」は第一部署で、「贈答・譜牒・詞章・古印及び簿冊類、各種印鑑の管理・収蔵、公文書の作成・報告、図書室管理、職員の勤怠管理、その他総務」を担当した。「会計係」では、「経理、財産、宮繕、庭苑及び昌徳宮とその付属物の管守」を司った。「掌侍係」は純宗、昌徳宮李王の近侍部署であった。担当したのは「昌徳宮の身側、診療・調薬・衛生、内人、供膳・饗宴、儀式、来賓接待及び車馬の使用」等である。「掌祀係」では「祭祀、廟祭、殿祭、宮・墳塋の管守、雅楽」に関する事項を、「掌苑係」は「博物館、動物園、植物園」を司った。王族と公族に関して分掌された事務はそれぞれの宮別に区分されたが、その内容は「掌侍司」の業務と大同小異である。

¹⁰ 庶務系「人事室、調査室、文書室、図書室」、会計系「経理室、宮繕室、主殿室、厩舎室」、掌侍係「贊侍室、礼式室、膳務室」、掌祀係「陵務室、祭儀室」、掌苑係「博物館・動物園・植物園」（『李王職職員録』李王職庶務係人事室、1911、国立中央図書館）

¹¹ 『純宗実録付録』6巻、純宗8年3月24日；『朝鮮総督府官報』第791号、1915年3月26日；『純宗実録付録』7巻、純宗9年6月10日；『純宗実録付録』9巻、純宗11年6月15日；『純宗実録付録』11巻、純宗13年10月30日；『朝鮮総督府官報』第1591号、1921年4月4日；第3256号、1923年6月19日；第4148号1926年6月18日

一方李王職の主な業務とされていたのは「李王家」の天皇家の一員としての地位を確立することとみることができる。朝鮮王室の宗統を引き継ぎつつ、天皇制に編入するための過程に李王職の業務が当てられていたということだ。これに関し蔵書閣所蔵の李王家関連資料は、李王職が帝国日本において一つの役割を果たしたことを傍証している。それは李王家の設置が、自発的な服従を促すための機制として作用することを望む目的があったということである。つまり、先行の解釈のように李王家が朝鮮の精神を継承したという点だけに重きをおくのではなく、李王家に仕えたことの意味として、李王職で主に担当した「祭祀」や「歴史書、系譜の作成」は植民統治のための必要性から始まったものだという点を区別して考えなければならないだろう。

4. 今後の課題

帝国日本は大韓帝国を「朝鮮」という植民地領域とみなし、二つの植民統治方式を適用した。それは周知の通り「朝鮮総督府の設置」と「李王家の設置」だ。しかし概して日本は一つの方法のみを適用して来た。台湾や満州等が前者に当たり、沖縄が事例である。それならば何故、朝鮮の場合にのみこの二つの方法をいずれも適用したのだろうか。

従来植民地史研究においては、「開発論」と「収奪論」の神話から抜け出すための試みが活発に行われてきた。李王家の設置は、主な解釈対象ではなかったものと考えられる。現在に至るまで多くの研究は、何故日本が大した利益を生まない朝鮮を植民地として選択したのかを植民地機構の目的を通じて解明しようとしているのが現状だ。それならば現時点において李王家研究がどのように解釈されるべきなのか、という点について述べ、本稿を閉じたいと思う。

李王家研究は、主な分析資料である李王家関連資料の全体的確保が行われず、その性格を定義するための研究が省略されたまま現在に至っている。資料が散在しているために、全般的な解釈に至ることができていない。そのため、今確保されている資料を整理することで、逆に李王家関連資料を活用する方法を考案する必要があるだろう。とりわけ「大韓帝国末期～日本植民地時代初期」に当たる時期には様々な事件が同時多発的に起こったため、事件の前後関係の整理も同時に行う必要がある。帝国日本が李王家により朝鮮王室の宗統を活用したこと、そしてこれに対する当代の認識、李王家資料の名で植民地解放以降に流入した資料との関連性等の一連の疑問は、李王家と李王職の存続期間中に発生した事件の解明によって一つずつ解決されることと考えられる。

(翻訳責任者：田村ミッシェル)